

工事下請基本契約約款(製造請負基本契約約款)

第1条(総則) 甲と乙は、元請工事を完成するため、元請工事の一部について、注文書・注文請書に定めるもののほか、この約款に基づき、設計図書(図面、仕様書、現場説明書、打合わせ記録その他の図書(これらを「設計図書」という。以下同じ。))及び甲の定める見積要綱に従い、おのおの対等の立場に立って誠実に契約を履行する。

(製造請負基本契約の場合)

・「元請工事を完成するため、元請工事の一部について」を削除し適用する。

第2条(適用範囲) 甲が注文し、乙が施工する個別工事の契約について(本契約の締結日前に締結したものを含む。)、注文書・注文請書、設計図書及び見積要綱(特別の定めのない事項は、すべてこの約款に定めるところによる。

(製造請負基本契約の場合)

・「乙が施工する個別工事の契約について」を「乙が製造を請負う個々の契約(以下「個別契約」という。))とし適用する。

2. 本約款は、甲を一次請負人として乙を二次下請負人とする取引に準用し、甲が二次下請負人の場合も同様とする。この場合、各条項の解釈に疑義あるときは、建設業法、その他関係する法令、商慣習によるものとする。

(製造請負基本契約の場合)

・「建設業法」を削除し適用する。

第3条(個別工事の契約) 乙は、個別工事について設計図書及び見積要綱に基づいてあらかじめ見積書を提出する。甲は、見積書を審査のうえ注文書を発行し、乙は、これに対し注文請書を提出する。

(製造請負基本契約の場合)

・「個別工事について」を「個別契約について」とし適用する。

2. 前項による甲の注文に対し、乙においてこれを引受ける意思のないときは、乙は、その旨をすみやかに甲に書面をもって通知する。
3. 第1項の設計図書は、甲が乙に貸与するものとし、乙は、工事が完成するなどこれが不用となったときはすみやかに甲に返納する。

(製造請負基本契約の場合)

・「工事が完成する」を「製造目的物が完成する」とし適用する。

第4条(請負代金内訳書及び工程表) 乙は、甲の請求があったときは、設計図書に基づく請負代金内訳書、工事計画書及び工程表等を作成し、契約締結後すみやかに甲に提出する。

(製造請負基本契約の場合)

・「工事計画書」を「製造計画書」とし適用する。

第5条(工事目的物等の所有権) 工事目的物の所有権は、工事の進捗に従い、そのつど甲に帰属する。

(製造請負基本契約の場合)

・「工事目的物の所有権は、工事の進捗に従い」を「製造目的物の所有権は、製造の進捗に従い」とし適用する。

2. 工事現場に搬入された工事材料の所有権は、甲に帰属する。但し検査の結果不合格となった部分についてはこの限りでない。

(製造請負基本契約の場合)

・「工事現場に搬入された工事材料の所有権は」を「製造場所(以下「製造現場」という。))に搬入された製造材料(原材料、部材、部品、半製品含む。以下同じ。))の所有権」とし適用する。

3. 乙は、前二項の所有権の帰属について、乙の再下請負契約において、乙の再下請負人と同一趣旨の特約をしなければならない。

第6条(関連工事との調整) 甲は、元請工事を円滑に完成するため、個別工事と施工上関連ある工事(以下「関連工事」という。))との調整を図り、乙はその指示に従う。

(製造請負基本契約の場合)

・「甲は、乙の施行する製造が甲の発注に係る第三者の施行する他の製造等と施工上密接となる場合において、必要に応じて調整を行うものとする。」とし適用する。

2. 乙は、関連工事の施工者と緊密に連絡・調整を図り、元請工事の円滑な完成に協力する。

(製造請負基本契約の場合)

・「この場合においては、乙は、甲の調整に従い、当該第三者の行う製造等の円滑な施行に協力しなければならない。」とし適用する。

第7条(法令等遵守の義務) 甲及び乙は、施工にあたり建設業法、その他関連法規、及びその他施工、労働者の使用等に関する法令、並びにこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導を遵守する。

(製造請負基本契約の場合)

・「施工にあたり建設業法、その他関連法規、及びその他施工」を「製造にあたり製造の施行」とし適用する。

2. 甲は、乙に対し、前項に規定する法令及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導等に基づき必要な指示・指導を行い、乙はこれに従う。

3. 乙は、施工にあたり、乙の下請負人(下請負が数次にわたって行われるときは、二次以下のすべての下請負人を含み、以下「再下請負人」という。))に前二項に規定する法令及び行政指導並びに甲の指示・指導を遵守させる。

(製造請負基本契約の場合)

・「施工にあたり」を「施行にあたり」とし適用する。

4. 甲及び乙は、自ら又は乙の再下請負人が、暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員その他の暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団等、その他の反社会的勢力でないことを表明し保証する。

第8条(秘密の保持) 乙は、個別契約の履行にあたり知り得た発注者及び甲の企業秘密、施工上の工法・技術、これらに関する情報知識又は営業上の秘密の一切、及び個人情報等に関する事項(以下総称して「機密事項」という。))について次の各号のとおり秘密保持の義務を負うものとする。

(1) 乙は機密事項につき、個人情報の保護に関する法律及び不正競争防止法等の法令を遵守し、善良なる管理者としての注意義務をもって管理するとともに、以下の事項を遵守する。

イ 甲の事前の承諾がある場合を除き、機密事項を第三者に開示しない。
ロ 機密事項をその提供時に甲が明示した利用目的のみに使用し、その他の目的には一切使用しない。
ハ 甲の事前の許可なく機密事項の複写、若しくは複製を行わない。
ニ 機密事項の適切な管理のために、必要な安全管理措置を講ずる。

(2) 乙は、その被用者(作業員を含む。以下同じ。))及び再下請負人又はその被用者についてもこれらの秘密を保持させるものとする。

(3) 乙は、機密事項の紛失・破棄・漏洩・盗難等の事故(以下「漏洩事故」という。))を発生させた場合、又はその恐れがある場合には、直ちに甲にその旨を報告し、乙の責任と負担により適切な措置を講ずる。

(4) 乙に起因する機密事項の漏洩事故により、甲に損害が生じた場合、乙は甲に生じた損害(弁護士報酬その他の防御に要した費用を含む。)を補償する。

(5) 乙は、個別工事の完成後も機密事項について秘密保持の義務を負う。(製造請負基本契約の場合)

・「乙は、個別契約の履行にあたり知り得た発注者及び甲の企業秘密並びに製造上の方法、技術これらに関する情報知識又は営業上の秘密の一切を、個別契約の終了後であっても他に漏らすことはしない。」とし適用する。

2. 乙は、その被用者(作業員を含む。以下同じ。))及び再下請負人又はその被用者についてもこれらの秘密を保持させるものとする。第9条(特許権等) 乙は、自己が保有し若しくは常用する又は第三者の特許権その他の権利の対象となっている施工方法、工事材料、機械器具等を使用して工事を施工するときは、その使用に関する一切の責を負う。ただし、甲が書面によりその施工方法、工事材料、機械 器具等の使用を指示した場合において、第三者の特許権等の対象となっている旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったものについてはこの限りでない。

(製造請負基本契約の場合)

・「権利の対象となっている施工方法、工事材料、機械器具等」を「権利の対象となっている製造方法、製造材料及び機械器具等」とし適用する。

2. 乙は、個別契約の履行に際して知り得た施工方法、工事材料、機械器具等、又は甲と共同で開発した施工方法、工事材料、機械器具等について、甲の書面による同意を得ないで使用し、又は特許権等の工業所有権を申請しあるいは第三者をして申請させない。

(製造請負基本契約の場合)

・「施工方法、工事材料」を「製造方法、製造材料」とし適用する。

第10条(安全・衛生の確保等) 乙は、施工にあたり事業者として工事従事者の災害の防止に万全を期する。

(製造請負基本契約の場合)

・「施工にあたり」を「製造にあたり」、「工事従事者」を「製造従事者」とし適用する。

2. 乙は、災害防止のため、元請負人および甲の安全衛生管理の方針並びに安全衛生管理計画を遵守するとともに自ら作業基準を確立し、且つ責任体制を明確にし、自主的に災害防止活動を推進する。なお、乙は甲に別に定める労務安全衛生管理計画を提出して責任体制を明確にする。

3. 乙はその被用者又は再下請負人の被用者の業務上の災害補償について労働基準法第87条第2項に定める使用者として補償引受の責を負う。

なお、労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。))の取扱いについては、注文書・注文請書において特に定めるもののほか、次のいずれによるかを定めるものとする。

(製造請負基本契約の場合)

・「乙は、労働安全衛生法、労働基準法、労働者災害補償保険法、民法その他の法令(条例、規則その他の規定を含む。))に基づく

従業員に対する使用者として責任を負わなければならない。」とし適用する。

(1) 甲若しくは元請負人が加入する労災保険による。ただし、乙若しくはその被用者又は再下請負人若しくはその被用者が、一人親方等、労災保険適用除外者の場合は、特別加入手続きをしなければならない。又、乙若しくはその被用者又は再下請負人若しくはその被用者の責による労災保険に定める不正受給、故意又は重大な過失による事故等にかかわる徴収金の事業主負担分については、乙がこれを負担する。

(製造請負基本契約の場合)

・本項は適用しない。

(2) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第8条第2項の定めにより、労災保険法による補償について、乙を事業主とする認可を受けた場合は、乙が加入する労災保険による。

(製造請負基本契約の場合)

・本項は適用しない。

(製造請負基本契約の場合)

「4. 乙の従業員の労働時間及び休憩又は休暇の取得は、甲の施設管理上支障がある場合を除くほか、乙が自己の責任において定めるものとする。」を追加し適用する。

第11条(事業内容の報告) 甲又は乙は、必要があるときは、相手方こそその事業経営の内容等並びに調達資材及び労賃の支払い状況、納税状況等について報告を求めることができる。

第12条(意見の聴取) 甲は、施工上の工程の細部、作業方法等を定めるに当って、あらかじめ乙の意見を聴取する。

(製造請負基本契約の場合)

・「施工」を「施行」として適用する。

第13条(契約保証) 甲は、乙に対して、この約款及び個別契約に基づく債務の履行を確保するため、必要な担保(金銭保証人及び工事完成保証人を含む)の提供を求めることができる。

(製造請負基本契約の場合)

・「及び工事完成保証人を削除し適用する。・「工事契約」を「個別契約」とし適用する

2. 金銭保証人は、乙の債務不履行により生ずる一切の金銭債務につき、乙と連帯して保証の責を負い、工事完成保証人は、乙が当該工事を完成することができない場合に、乙に代わって自ら工事を完成する責を負う。

(製造請負基本契約の場合)

・「負い、工事完成保証人は、乙が当該工事を完成することができない場合に、乙に代わって自ら工事を完成する責」を削除し適用する。

3. 甲は、一旦提供された金銭保証人又は工事完成保証人について、それが不適当と判断したときは、乙に対してその変更を求めることができる。

(製造請負基本契約の場合)

・「又は工事完成保証人を削除し適用する。

・「負い、工事完成保証人は、乙が当該工事を完成することができない場合に、乙に代わって自ら工事を完成する責を削除し適用する。

第14条(書面主義) この約款の各条項に基づく協議、承諾、通知、指示、請求等は、原則として、書面により行う。

第15条(権利義務の譲渡) 甲又は乙は、この基本契約約款及び個別契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させない。

ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2. 乙は、工事目的物又は工事現場に搬入した工事材料(工場製品を含む。以下同じ。))、甲より貸与を受けた機械器具等を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供しない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(製造請負基本契約の場合)

・「工事目的物又は工事現場に搬入した工事材料(工場製品を含む。以下同じ。))」を「製造目的物又は製造現場に搬入した製造材料」とし適用する。

第16条(一括委託又は一括下請負の禁止) 乙は、如何なる方法名目を問わず一括して個別工事の全部又は一部を第三者に委託しまたは請け負わせてはならない。

ただし、元請工事が公共工事(「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公共工事という。))又は共同住宅を新築する建設工事以外にかかわるものであって、あらかじめ元請工事の発注者及び甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(製造請負基本契約の場合)

・「乙は、製造の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する製造物の製造を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合はこのかぎりではない」とし適用する。

第17条(関係事項の通知) 乙は、次の各号に掲げる事項を個別契約締結後遅滞なく甲に対して提出する。

1. 工事の着手に当たって提出するもの
(1)建設業の許可通知書の写(業種及び番号)
(2)現場代理人、主任技術者及び専門技術者の選任届
(3)雇用管理責任者、安全衛生責任者、安全管理者及び衛生管理者の選任届
(4)その他施工上法律でおくことを義務づけられた有資格者などの氏名及び資格証明書の写し

2. 甲が要求した時に提出するもの。

(1)工事現場において使用する作業員の氏名及び一日当たり平均作業員数
(2)工事現場において使用する作業員に対する賃金支払の方法
(3)その他甲が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指示する事項

3. 該当事項が生じたときに提出するもの。

(1)支給材料預り証
(2)貸与品借用証

(製造請負基本契約の場合)

・上記提出するものに替えて、「(1)現場代理人届(2)作業体制表(3)下請負業者編成表(4)有資格者一覧(5)持ち込み機械等使用届(6)その他甲が製品の品質を確保するために必要と認めて指示し、提出を要求したものを提出する。」とし適用する。

2. 乙は、甲に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。

第18条(再下請負人の関係事項の通知) 乙が個別工事の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負った場合は、乙は、甲に対して、その契約(その契約に係る工事が数次の契約によって行われるときは、次のすべての契約を含む。))に関し、次の各号に掲げる事項を遅滞なく書面をもって通知する。

(1)受託者又は請負人の氏名及び住所(法人であるときは名称及び工事を担当する営業所の所在地)

(2)建設業の許可通知書の写(業種及び番号)
(3)現場代理人、主任技術者及び専門技術者の氏名
(4)雇用管理責任者、安全衛生責任者、安全管理者及び衛生管理者の氏名
(5)その他施工上法律でおくことを義務づけられた有資格者などの氏名及び資格証明書の写し
(6)工事の種類及び内容
(7)工期
(8)受託者又は請負人が工事現場において使用する作業員の氏名及び一日当たり平均作業員数
(9)受託者又は請負人が工事現場において使用する作業員に対する賃金支払の方法
(10)下請負契約書の写し
(11)その他甲が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指示する事項

(製造請負基本契約の場合)

・上記提出するものに替えて、「(1)受託者又は請負人の氏名及び住所(法人であるときは名称及び施行を担当する営業所の所在地)(2) 現場代理人届(3)作業体制表(4)下請負業者編成表(5)有資格者一覧(6)持ち込み機械等使用届(7)その他甲が製造物の品質を確保するために必要と認めて指示し、提出を要求したものを提出する」とし適用する。

2. 乙は、甲に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。

第19条(作業所長) 甲は、工事現場を総括し、乙を指揮・監督するとともに、関連工事との調整を図って元請工事を円滑に完成するため作業所長又は作業所主任、もしくは工事担当者(以下、「作業所長」という。))をおくときは、その氏名を乙に通知する。

2. 乙がこの約款に基づく指示、検査、立会、承認等を求めたときは、作業所長はすみやかにこれに応ずる。

3. 作業所長は、この約款に基づく検査、立会等のため、現場監督員をおくときは、その氏名及び権限を乙に通知する。

4. 第1項及び前項の通知は、工事現場に掲示することによって、通知にかえることができる。

(製造請負基本契約の場合)

・第20条(工場長)甲は、工場長を置き、製造の施行について管理するものとする。

2. 工場長は、この約款の他の条項に定めるもののほか、次に掲げる権限を有する。

(1)個別契約の履行についての乙又は乙の現場代理人との調整、承諾又は協議
(2)設計図書に基づく製造の施行のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾。
(3)設計図書に基づく工程の管理、立会い、製造の施行状況の検査又は製造材料の試験(もしくは検査(確認を含む。))
3. 工場長は、この約款に基づく検査、立会、等のため、製品検査員を置くときは、その氏名及び権限を乙に通知する。

第20条(乙の現場代理人、主任技術者及び専門技術者) 乙の現場代理人は、この約款に基づき工事現場一切の事項を処理し、その責を負う。ただし、現場代理人の権限については、乙が特別に委任し又は制限するときは、甲の書面による承諾を要する。

(製造請負基本契約の場合)

・「乙は、現場代理人を定めて現場に設置し、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。」とし適用する。

2. 現場代理人は、工事現場の取締、安全衛生、災害防止又は就業準備など工事現場の運営に関する事項について乙は、作業所長の指示に従う。

(製造請負基本契約の場合)

・「現場代理人は、この契約の履行に関し、現場に常駐し、その運営及び取締を行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、並びに個別契約等の解除に係る権限を除き、個別契約に基づく一切の権限を行使することができる」とし適用する。

3. 主任技術者及び専門技術者は施工の技術上の管理をつかさどる。

(製造請負基本契約の場合)

・本項は適用しない。

4. 現場代理人と主任技術者及び専門技術者はこれを兼ねることができる。

(製造請負基本契約の場合)

・本項は適用しない。

第21条(工事関係者に関する措置請求) 甲は、現場代理人、主任技術者、専門技術者、その他乙が施工のために使用している再下請負人、作業員等で、施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(製造請負基本契約の場合)

・「工事関係者」を「製造関係者」として適用する。・「主任技術者、専門技術者、」は削除し適用する。・「施工」を「施行」として適用する。

2. 乙は、作業所長又は現場監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(製造請負基本契約の場合)

・「作業所長又は現場監督員」を「工場長又は製品検査員」とし適用する。

3. 甲又は乙は、前二項の規定による請求があったときは、その請求に係る事項について決定し、その結果を相手方に通知する。

第22条(工事材料及び工事用機器) 乙は、作業所長の検査に合格した工事材料を使用する。作業所長は、工事用機器について適当でない と認めたものがあるときは、乙に対して、その交換を求めることができる。

(製造請負基本契約の場合)

・「作業所長」を「工場長」とし適用する。・「工事材料」を「製造材料」とし適用する。・「工事用機器」を「製造機械器具」として適用する。

2. 乙は、工事現場に搬入した工事材料又は工事用機器を工事現場外に持ち出すときは、作業所長の承諾をうける。

(製造請負基本契約の場合)

・「工事現場」を「製造現場」とし適用する。・「工事材料」を「製造材料」とし適用する。・「工事用機器」を「製造機械器具」として適用する。・「作業所長」を「工場長」とし適用する。

3. 第1項による不合格工事材料又は適当でない と認めた工事用機器は、作業所長の指示によって、乙がこれを引き取る。

(製造請負基本契約の場合)

・「工事材料」を「製造材料」とし適用する。・「工事用機器」を「製造機械器具」として適用する。・「作業所長」を「工場長」とし適用する。

4. 工事材料のうち設計図書にその品質が明示されていない ものについては、作業所長の指示による。

(製造請負基本契約の場合)

・「工事材料」を「製造材料」とし適用する。・「作業所長」を「工場長」とし適用する。

第23条(立会) 乙は、地中又は水中の工事その他施工後外から見ることでできない 工事を施工するときは、作業所長の立会を求める。

(製造請負基本契約の場合)

・乙は、甲が立会いの上施行するものと認めた製造の施行がある場合は、甲の立会いを受けて施行しなければならない。」とし適用する。

2. 乙は、調合を要する工事材料のうち、作業所長が必要と認めるものについては、作業所長の立会いを受けて調合し、又は見本検査に合格したものを使用する。

(製造請負基本契約の場合)

・乙は、試験を要する製造材料のうち、甲が必要と認めるものがある場合は、甲の立会いを受けて試験を行い、又は見本検査に合格したものを使用する。」とし適用する。

(製造請負基本契約の場合)

3. 作業所長は、乙から前二項の立会い、又は見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに応ずる。

(製造請負基本契約の場合)

・「作業所長」を「工場長」とし適用する。

4. 乙は、設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定された工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書で定めるところによりその記録を整備し、作業所長の要求があったときは、遅滞なくこれを提出する。

(製造請負基本契約の場合)

・「工事材料」を「製造材料」とし適用する。・「工事の施工」を「製品の施行」とし適用する。・「作業所長」を「工場長」とし適用する。・「工事写真等」を「製造写真等」とし適用する。

第24条(支給材料及び貸与品) 甲から乙に対して支給材料がある場合は貸与品(従業員宿舍等を含む。以下同じ。)がある場合は、必要に応じて別途甲乙間で売買契約又は賃貸借契約を締結する。

(製造請負基本契約の場合)

・「(従業員宿舍等を含む。以下同じ。)」を「機械器具等を含む。以下同じ。）」とし適用する。

2. 甲から乙への支給材料又は貸与品は、あらかじめ検査又は試験に合格したものとする。

3. 乙は、支給材料又は貸与品を受領したときは、ただちにこれを検査し、支給材料又は貸与品の品質、規格又は性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でない と認めたときは、遅滞なくその旨を作業所長に通知する。

4. 支給材料又は貸与品の受渡時期は、工程表によるものとし、その受渡場所は原則として工事現場とする。

(製造請負基本契約の場合)

・「工事現場」を「製造現場」とし適用する。

5. 乙は、支給材料又は貸与品を受領したときは、直ちに甲に預り書又は借用書を提出しなければならない。

6. 乙は、支給材料又は貸与品について、善良なる管理者の注意をもって使用又は保管の責を負う。

7. 乙は故意又は過失によって、支給材料又は貸与品を滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、直ちにその旨を甲に通知すると共に甲の指定した期限内に代品を納めるか、又は原状に復するか、若しくはその損害を賠償しなければならない。

8. 乙は、支給材料又は貸与品につき、第3項の検査にあたり発見することが困難であった不具合があり、使用に適当でない と認めたときは、発見後遅滞なく作業所長にその旨を通知する。

(製造請負基本契約の場合)

・「作業所長」を「工場長」とし適用する。

9. 乙は、支給材料(有償支給材料を除く。)が不用となったときは貸与品が使用済みとなったときは、すみやかにこれを甲に返却する。

10. 支給材料又は貸与品が有償であるときは、その材料代金又は貸与料を乙に対する請負代金支払い分から甲乙協議の上、差し引くことができるものとする。その差引額及びその時期については甲乙協議して決定する。

第25条(設計図書不適合の場合の改造義務) 乙は、施工が設計図書に適合しない 場合において、作業所長がその改造を請求したときは、これに従う。ただし、その不適合が作業所長の指示によるなど甲の責に帰すべき理由によるときは、改造に要する費用は甲の負担とし、工期変更の必要があると認められるときは、甲乙協議して工期を変更する。

(製造請負基本契約の場合)

・「施工」を「製造の施行」とし適用する。・「作業所長」を「工場長」とし適用する。・「工期」を「製造期間」とし適用する。

2. 甲は、乙が前項の改造を行わない とき、又はこれを行わないことが明らかであるときは、乙の費用負担において、自ら行か又は第三者にこれを行わせることができる。

第26条(条件変更等) 乙は、工事施工にあたり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を作業所長に通知し、その確認を求める。

(製造請負基本契約の場合)

・「工事施工」を「製造の施行」とし適用する。・「作業所長」を「工場長」とし適用する。

(1)設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと

(製造請負基本契約の場合)

・本項は適用しない。

(2)設計図書の表示が明確でない こと(図面と仕様書が一致交互符合しない こと及び設計図書に誤謬又は脱漏があることを含む。)

(3)工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的的施工条件が実際と相違すること

(製造請負基本契約の場合)

・本項は適用しない。

(4)設計図書で明示されていない 施工条件について予期することのできない 特別の状態が生じたこと

(製造請負基本契約の場合)

・「施工条件」を「製造の施行条件」とし適用する。

2. 作業所長は、前項の確認を求められたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、乙に対してとるべき措置を指示する。

(製造請負基本契約の場合)

・「作業所長」を「工場長」とし適用する。

3. 第1項各号に掲げる事実が甲乙間において確認された場合において、必要があると認められるときは、甲は、工事内容、工期若しくは請負代金額を変更することができる。この場合において、工期又は請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。

(製造請負基本契約の場合)

・「工事」を「製造」とし適用する。・「工期」を「納期」とし適用する。

第27条(工事の変更、中止等) 甲は、必要があると認めるときは、原則として書面をもって乙に通知し、工事内容を変更し又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認めるときは、甲乙協議して工期又は請負代金額を変更する。

(製造請負基本契約の場合)

・「工事」を「製造」とし適用する。・「施工」を「施行」とし適用する。・「工期」を「納期」とし適用する。

第28条(乙の請求による工期の延長) 乙は、天候の不良など天災・不可抗力などその責に帰することができない 理由その他の正当な理由により、工期内に工事を完成することができない ときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して定める。

(製造請負基本契約の場合)

・「工期内に工事」を「納期に製造」とし適用する。・「工期」を「納期」とし適用する。

2. 前項の規定により工期を延長する場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更することができる。

(製造請負基本契約の場合)

・「工期」を「納期」とし適用する。

第29条(甲の請求による工期の変更等) 甲は、甲の事情に基づいて工期を変更する必要があるときは、乙に対して書面をもって工期の変更を求めることができる。この場合における変更日数は、甲乙協議して定める。

(製造請負基本契約の場合)

・「工期」を「納期」とし適用する。・「変更日数」を「変更日」とし適用する。

2. この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、甲乙協議のうえ通常必要とされる工期の延長を行わなければならない ことができる。

(製造請負基本契約の場合)

・「工期」を「納期」とし適用する。

3. 前二項の場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更することができる。

第30条(賃金、物価の変動等に基づく請負代金額の変更) 工期内に賃金若しくは物価の変動又は関係法令等の制定、改廃により請負代金額が著しく不適当となり、これを変更する必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更することができる。

ただし、甲の元請契約において甲の請負代金額が変更されなかった場合は、この限りでない。

(製造請負基本契約の場合)

・「工期内」を「製造中」とし適用する。

第31条(臨機の措置) 乙は、災害防止等のため必要があると認められるときは、甲に協力して臨機の措置をとらなければならない。

2. 乙が前項の規定により臨機の措置をとった場合において、その措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲内において負担することが適当でない と甲が認めた部分については、甲がこれを負担する。この場合における甲の負担額は、甲乙協議して負担額を定める。

第32条(一般的損害) 第36条第3項(完成検査及び引渡し)による完成検査前に、工事的物又は工事材料(支給材料含む。)又は工事の施工のために使用する機械器具(貸与品含む。)について生じた損害(その他工事の施工に関して生じた損害(この約款において別に定める損害を除く。))は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。 ”

(製造請負基本契約の場合)

・「工事」を「製造」とし適用する。・「施工」を「施行」とし適用する。

第33条(第三者に及ぼした損害) 施工において第三者(関連工事の請負人等を含む。以下本条において同じ。)に損害を及ぼしたときは乙がその損害を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、この限りでない。この場合第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決にあたる。

(製造請負基本契約の場合)

・「施工」を「製造の施行」とし適用する。・「関連工事の請負人」を「甲の発注に係る第三者の施行する他の製造の請負人」とし適用する。

2. 工用車輛及び作業員の通勤用車輛等の使用について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を負担する。

ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、この限りでない。

3. 乙は、工事期間中、工用車輛及び作業員の通勤用車輛等を使用するにあたり、自動車賠償責任保険契約(強制加入)を締結するほか、対人事故の場合の支払限度額を無制限、対物事故の場合の支払限度額を 500 万円以上とする賠償責任保険契約(任意保険)を締結しなければならない。但し、甲の元請契約において別に定める付保条件の指定がある場合は、その条件による保険に加入しなければならない。

(製造請負基本契約の場合)

・「工事」を「施行」とし適用する。

4. 乙は、再下請負人に対しても、前項の規定を遵守させるよう指導しなければならない。

第34条(天災その他不可抗力による損害) 天災その他不可抗力によって、作業所長又は現場監督員の確認した工事の出来形部分、現場の工事仮設物、現場搬入済みの工事材料又は建設機械器具(いずれも作業所長が検査したものに限る。))に損害を生じたときは、乙が善良なる管理者の注意を怠ったことに基づく部分を除き、甲乙共同してこれを負担するものとし、その負担額については乙が善良なる管理者の注意を怠ったことに基づく部分を除き、甲乙共同してこれを負担するものとし、その負担額については片付けに要する費用とともに、甲乙協議して定める。

(製造請負基本契約の場合)

・「天災その他不可抗力によって、製造目的物の出来形部分、製造現場搬入済みの製造材料(いずれも工場長が検査したものに限る。))に損害を生じたときは、乙が善良なる管理者の注意を怠ったことに基づく部分を除き、甲乙共同してこれを負担するものとし、その負担額については片付けに要する費用とともに、甲乙協議して定める。」とし適用する

2. 前項の規定により、甲が損害を負担する場合において、保険その他損害をてん補するものがあるときは、前項の甲の負担額からこれを控除する。

第35条(工事の検査等) 甲及び元請工事の発注者又はその代理人から個別工事に関する検査等の申入れがあったときは、乙はすみやかにこれに応じなければならない。

(製造請負基本契約の場合)

・「元請工事の発注者」を「甲の発注者」とし適用する。・「個別工事」を「製造目的物」とし適用する。

第36条(完成検査及び引渡し) 乙は、工事的物を完成したときは、甲に通知するものとし、甲は、乙の立会のもとに遅滞なく完成確認の検査を行う。

(製造請負基本契約の場合)

・「工事」を「製造」とし適用する。

2. 前項の検査に合格しないときは、乙は、甲の指示に基づき乙の負担において遅滞なくこれを修補して甲の再検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして、前項の規定を適用する。

(製造請負基本契約の場合)

・「工事」を「製造」とし適用する。

3. 乙は、完成検査に合格したとき、甲の指示に従ってすみやかに残材の処置、あと片付け、清掃等を行い、直ちに工事的物を甲に引渡すものとする。

(製造請負基本契約の場合)

・「工事」を「製造」とし適用する。

第37条(部分使用) 甲は、前条第3項の規定による引渡し前においても乙の工事的物の全部又は一部を使用することができる。ただし、乙は、必要があるときは、甲の同意を得て、その使用中止を求めることができる。

(製造請負基本契約の場合)

・「工事」を「製造」とし適用する。

2. 前項の場合において、甲は、善良な管理者の注意をもってこれを使用するものとし、その使用によって乙に損害を及ぼしたときは、これを補償する。この場合における補償額は、甲乙協議して定める。

第38条(部分引渡し) 設計図書の定めにより又は甲乙双方の合意により、甲が乙より工事的物の一部について引渡しを受ける場合は、第36条(完成検査及び引渡し)の規定を準用する。

(製造請負基本契約の場合)

・「工事」を「製造」とし適用する。

第39条(請負代金の支払方法及び時期) 個別工事の請負代金の支払方法及び時期は注文書・注文請書に定めるところによる。

(製造請負基本契約の場合)

・「個別工事」を「製造目的物」とし適用する。

2. 甲は、やむを得ない 場合には、注文書・注文請書の定めにかかわらず、乙の同意を得て、請負代金の支払時期又は支払方法を変更することができる。

3. 前項の場合において、甲及び乙は、乙のこうむった損害の負担について協議して定める。

第40条(前払) 乙は、注文書・注文請書の定めるところにより、甲に対して、請負代金についての前払を請求することができる。この場合において、甲は、乙に対し、相当の担保を求めることができる。

第41条(部分払) 乙は、出来形部分、工事現場に搬入した工事材料並びに製造工場等にある工場製品(但し、いずれも作業所長の検査に合格したものに限る。))に相応する請負代金相当額について、注文書・注文請書に定めるところにより部分払を請求することができる。

(製造請負基本契約の場合)

・「工事」を「製造」とし適用する。・「作業所長」を「工場長」とし適用する。

2. 前項の場合において、乙の請求額は、注文書・注文請書の定めるところにより、前項の請負代金相当額からその10分の1以内で甲が申し入れた額を控除して得た額とすることができる。

3. 甲は、第1 項の規定による請求を受けたときは、注文書・注文請書の定めるところにより、部分払い を行う。

4. 前払金の支払を受けている場合において、第1項の請求額に前払金支払い 時の契約条件に従い、乙の請求にかかわる部分払い 相当額から前払金の全部又は一部を控除した額とする。

5. 第3項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項又は前項による請求額は、すでに部分払の対象となった額を控除した額とする。

第42条(完成時の支払) 乙は、個別工事が第36条(完成検査及び引渡し)の検査に合格したときは、契約の定めに従って引渡しと同時に、請負代金の支払い を請求することができる。

(製造請負基本契約の場合)

・「個別工事」を「製造目的物」とし適用する。

2. 甲は、前項の定めによる請求を受けたときは、注文書・注文請書の定めるところにより、請負代金を支払う。

第43条(賃金などの立替払) 乙又は再下請負人が作業員、下請負人、材料商等(以下、本条において「作業員等」という。)への賃金、工事代金、材料代金等(以下本条において「賃金等」という。)の支払いを遅延し、又は遅延するおそれがあるなどの事由により紛争等が生じた場合は、乙の責任と負担でこれを解決し、甲に迷惑を掛けない。

2. 前項にかかわらず、乙又は再下請負人が賃金等の支払い を遅延する可能性が高い と認められる場合は、甲は、作業員等からの書面による申出により、これを立替え、支払うことができる。

3. 甲は、前項の規定によって、立替え、支払ったときは、これを乙に対する立替金として期限到来の有無を問わず乙に対する債務と相殺処理することができる。なお、甲が再下請負人の作業員に

立替え支払いをした場合にも、乙が行方再下請負人の作業員等に対する立替え支払いを甲が代わって立替え払いをしたものとして乙に対する立替金として取扱い、同じく期限到来の有無を問わず乙に対する債務と相殺処理することができる。

第44条(乙の中止権) 次の各号の一にあたるときは、乙は一時工事を中止することができる。この場合において、乙は、遅滞なくその理由を明示した書面をもってその旨を甲に通知する。

（製造請負基本契約の場合）

・「工事」を「製造」とし適用する。

(1)甲が、前金払、部分払を遅延し、乙が相当の期間を定めて催告してもなお支払わないとき

(2)天災その他不可抗力により、工事目的物に損害を生じ、あるいは工事現場の状態が変動したため、施工できないと認められるとき

（製造請負基本契約の場合）

・「工事」を「製造」とし適用する。・「施工」を「施行」とし適用する。

2. 甲は、前項の場合において、甲の求めにより乙がその工事の続行に備え、工事現場を維持し又は作業員、工食用機器等を保持するために要する費用その他施工の中止に伴う損害を補償する。この場合において補償額は、甲乙協議して定める。

（製造請負基本契約の場合）

・「工事」を「製造」とし適用する。・「施工」を「製造」とし適用する。

第45条(契約不適合責任) 甲は、工事目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）場合について、乙に対して相当の期間を定めてその目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下総称して「修補等」という。）を請求し、又は修補等に代え若しくは修補等とともに損害の賠償を請求することができる。なお、民法第562条第1項但書は適用しない。

（製造請負基本契約の場合）

・「工事」を「製造」とし適用する。・「作業所長」を「工場長」とし適用する。

2. 乙は、甲が前項により修補等を求めたときは、その期間内に修補等を行う。この場合において、乙が期間内に修補等を実施しないときは、甲は契約不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。ただし、乙が期間内に修補等を実施することができないことが明らかであるときは、甲は修補等を請求することなく請負代金の減額を請求することができる。

3. 甲が第1項により修補等を請求した当該期間内に乙による修補等がなされないときは、甲は個別契約の全部又は一部を催告することなく解除することができる。ただし、当該期間を経過した時点における契約不適合の内容及び程度が、個別契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

4. 第1項から第3項の規定による契約不適合の修補等の請求、損害賠償の請求、請負代金の減額請求又は解除をすることができる期間は、乙が甲に工事目的物を引き渡した時から、甲が元請工事の発注者に工事目的物を引き渡した後2年を経過するまでの期間とするものとし、この間に甲は乙に対し契約不適合の内容について通知するものとする。ただし、元請契約における契約不適合に基づく権利の行使期間（以下「元請契約行使期間」という。）が本文の期間より後に満了する場合は、元請契約行使期間が満了するまで、甲は第1項から第3項の規定による契約不適合の修補等の請求、損害賠償の請求、請負代金の減額請求又は解除をすることができる。

（製造請負基本契約の場合）

・「工事」を「製造」とし適用する。

5. 契約不適合が乙の故意又は重大な過失によって生じた場合については、前項の請求をすることができる期間は10年間とする。

6. 元請工事の全部又は一部が「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（以下「住宅品質法」という。）第2条第2項に定める新築住宅（以下この項において「新築住宅」という。）である場合においては、工事目的物のうち住宅品質法第94条第1項に定める構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として同法施行令 第5条第1項及び第2項に定めるものに該当する部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について、乙は甲に工事目的物を引き渡した時から、甲が元請工事の発注者に新築住宅を引き渡した後11年を経過するまでの間、第1項から第3項（ただし、「契約不適合」は「瑕疵」と読み替える。）の責任を負うものとし、この間に甲は乙に対し瑕疵の内容について通知するものとする。

（製造請負基本契約の場合）

・上記第6項は適用しない。

7. 第1項又は第6項の規定は、契約不適合又は瑕疵が支給材料の性質又は甲若しくは作業所長の指示等により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、乙が支給材料の性質又は甲若しくは作業所長の指示等が不相当であることを知らながら甲又は作業所長に申し出たときは、この限りでない。

（製造請負基本契約の場合）

・「作業所長」を「工場長」とし適用する。

8. 商法第526条は、甲乙間の取引に関して適用しない。

9. 民法第566条本文及び第637条第1項の期間制限も、適用しない。

第46条(履行遅滞の場合における損害金) 乙の責に帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、甲は、乙から損害金を徴収して、工期を延長することができる。

（製造請負基本契約の場合）

・「工期」を「納期」とし適用する。・「工事」を「製造目的物」とし適用する。

2. 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」（以下「支払遅延防止法」という。）第8条に定める割合で計算した額とする。

3. 第1項の場合において、甲は、元請工事の発注者あるいは他の関係業者から損害金等を求められたときは、乙に対して、前項の損害金のほか、その額を請求することができる。

（製造請負基本契約の場合）

・「元請工事」を「製造目的物」とし適用する。

4. 甲の責に帰すべき事由により、注文書・注文請書に定める請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条に定める割合で計算した額の遅延利息を甲に請求することができる。

但し、乙が建設業法第24条の5第1項に定める請負人に該当する場合は甲は、建設業法第24条の5第4項の定めにより遅延利息を支払う。

（製造請負基本契約の場合）

・同条（但し、～）以下は適用しない。

第47条(甲の解除権) 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなく個別契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても、工事に着手しないとき

（製造請負基本契約の場合）

・「工事」を「製造」とし適用する。

(2)工期内又は工期経過後相当期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき

（製造請負基本契約の場合）

・「工期」を「納期」とし適用する。・「工事」を「製造目的物」とし適用する。

(3)施工技术、労務管理、安全衛生管理等が著劣不良で甲に重大な迷惑を及ぼしたとき、又は及ぼす恐れがあると認められるとき

（製造請負基本契約の場合）

・「施工」を「製造」とし適用する。

(4)乙又は乙の代理人の所在が不明のとき、又は工事を放棄し若しくは正当の理由なく工事を中止したとき

（製造請負基本契約の場合）

・「代理人」を「現場代理人」とし適用する。・「工事」を「製造」とし適用する。

(5)資産、信用又は事業に重大な変更を生じ、この約款又は個別契約の履行が困難と認められるとき

(6)第15条(権利義務の譲渡) 第1項又は第2項の規定に違反したとき

(7)仮差押え、差押え、仮処分若しくは競売の申請又は破産・民事再生手続開始・会社更生手続開始・特別清算開始・特定調停手続開始若しくはその他の倒産関連手続開始の申立てがあったとき

又は清算に入ったとき

(8)租税公課を滞納して督促を受けたとき、又は保全差押えを受けたとき

(9)支払いを停止したとき、手形交換所の取引停止処分があったとき又はそれらのおそれがあるとき

(10)建設業の許可が効力を失い、あるいは取消され、又は営業の全部若しくは一部の停止処分を受けたとき

（製造請負基本契約の場合）

・(10)項は適用しない。

(11)乙が、第49条(乙の解除権)第1項の規定によらないで個別契約の解除を申し出たとき

(12)前各号に掲げる場合のほか、法令又はこの約款若しくは個別契約に違反し又は作業所長の指示に従わないなどその違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき

（製造請負基本契約の場合）

・「作業所長」を「工場長」とし適用する。

2. 甲は、第1項又は第45条第3項の規定により個別契約を解除したときは、工事の出来形部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受ける。但し、その出来形部分が設計図書に適合しない場合はその引渡しを受けないことができる。

（製造請負基本契約の場合）

・「工事」を「製造目的物」とし適用する。

・「工事材料」を「製造材料」とし適用する。

3. 甲は、前項の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた出来形部分及び工事材料に相応する請負代金相当額を乙に支払う。

（製造請負基本契約の場合）

・「工事」を「製造」とし適用する。

4. 前項の場合において、第40条に基づく前払金又は第41条に基づく部分払金があったときは、その金額を前項の出来形部分及び工事材料に相応する請負代金相当額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額がなお余剰があるときは、乙は、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、支払遅延防止法第8条に定める割合で計算した額の利息を付して甲に返還する。

（製造請負基本契約の場合）

・「工事」を「製造」とし適用する。

5. 甲は、第1項の規定又は第45条第3項の規定により個別契約を解除した場合において、乙に対して、その解除により生じた損害(乙以外の第三者との間で、乙の個別契約の未履行部分を履行させる契約を締結した場合において、当該第三者との契約の金額が乙との個別契約の金額のうち未履行部分に相当する代金相当額を上回るときは、その差額に相当する金額を含むが、これに限られない。)の賠償を求めることができる。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。乙に対して、その解除により生じた損害の賠償を求めることができる。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

6. 乙において破産手続開始・民事再生手続開始・会社更生手続開始の決定があった場合において、破産法・民事再生法・会社更生法の規定により選任された破産管財人・再生債務者等・管財人が個別契約を破産法第53条、民事再生法第49条又は会社更生法第61条の定めに基づき解除の意思表示をしたときは、当該意思表示の発信の直前に当該個別契約は第1項の規定により解除がなされたものとみなす。

第47条の2(甲の解除権) 乙又は乙の再下請負人（以下、乙等という。）が次の各号の一に該当する場合は、甲は何らの通知催告を要せず、直ちに契約を解除し、又は個別工事の全部又は一部を解除することができる。

（製造請負基本契約の場合）

・「工事」を「契約」とし適用する。

(1)乙等が暴力団等であるとき。

(2)乙等の代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が暴力団等であるとき、又は暴力団等への資金提供を行う等密接な交際があるとき。

(3)乙等が自ら又は第三者を利用して、甲に対して暴力団等である旨を伝え、又は乙等の関係者が暴力団等である旨を伝えたとき。

(4)乙等が自ら又は第三者を利用して、甲に対して詐術、暴力行為、脅迫的な言辭などの行為をしたとき。

(5)乙等が自ら又は第三者を利用して、甲の名誉や信用を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をしたとき。

(6)乙等が自ら又は第三者を利用して、甲の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為をしたとき。

(7)その他乙等が自ら又は第三者を利用して、第3号から第6号に準ずる行為をしたとき。

2. 前条第2項から第5項までの規定は、前項の規定により個別契約を解除した場合に準用する。

第48条(甲の解除権) 甲は、工事が完成しない間は、第47条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、個別契約を解除することができる。

（製造請負基本契約の場合）

・「工事」を「製造目的物」とし適用する。

2. 第47条第2項から第4項までの規定は、前項の規定により個別契約を解除した場合に準用する。但し、第47条第4項の規定のうち利息に関する部分は、準用しない。

3. 甲は、第1項の規定により個別契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

第49条(乙の解除権) 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、個別契約を解除することができる。

(1)第44条(乙の中止権)第1項の規定による工事の施工の中止期間が6か月間を超えたとき。但し、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3か月を経過しても、なおその中止が解除されないとき

（製造請負基本契約の場合）

・「工事」を「製造」とし適用する。・「施工」を「施行」とし適用する。

(2)甲がこの約款又は個別契約に違反し、その違反によって工事を完成することが困難となったとき

（製造請負基本契約の場合）

・「工事」を「製造目的物」とし適用する。

(3)甲に破産・民事再生手続開始・会社更生手続開始・特別清算開始の申立てがあったとき

(4)甲に支払いの停止又は手形交換所の取引停止処分があったとき

2. 第47条(甲の解除権)第2項から第4項までの規定は、前項の規定により個別契約が解除された場合に準用する。但し、第47条第4項の規定のうち、利息に関する部分は、これを準用しない。

3. 乙は、第1項の規定により、個別契約を解除した場合において、これにより損害を受けたときは、その損害の賠償を甲に対して請求することができる。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

第49条の2 甲が次の各号の一に該当する場合は、乙は何らの通知催告を要せず、直ちにこの基本契約を解除し、または個別工事の全部又は一部を解除することができる。

(1)甲が暴力団等であるとき。

(2)甲の代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が暴力団等であるとき、又 は暴力団等への資金提供を行う等密接な交際があるとき。

(3)甲が自らまたは第三者を利用して、乙に対して暴力団等である旨を伝え、または甲の関係者が暴力団等である旨を伝えたとき。

(4)甲が自らまたは第三者を利用して、乙に対して詐術、暴力行為、脅迫的な言辭などの行為をしたとき。

(5)甲が自らまたは第三者を利用して、乙の名誉や信用を毀損し、または毀損するおそれのある行為をしたとき。

(6)甲が自らまたは第三者を利用して、乙の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為をしたとき。

(7)その他甲が自らまたは第三者を利用して、第3号から第6号に準ずる行為をしたとき。

2. 第47条(甲の解除権) 第2項から第4項の規定及び前条第3項の規定は、前項の規定により個別契約を解除した場合に準用する。ただし、第47条第4項の規定のうち、利息に関する部分は、これを準用しない。

第50条(契約の失効) 甲の元請契約が解除され又は元請工事の内容が変更されるなどにより、個別契約の目的が消滅したときは、個別契約は当然に効力を失うものとする。

2. 前項の規定により個別契約が効力を失った場合は、甲乙協議して清算するとともに、第47条(甲の解除権)第2項から第4項までの規定を準用する。但し、第47条第4項の規定のうち利息に関する部分は、準用しない。

第51条(解除、失効に伴う措置) 個別契約が解除され又は失効したときは、甲乙が協議して、当事者に属する物件について期間を定めてその引取り、あと片付け等の処置を行う。2. 前項の処置がおこなわれているとき、催告しても、正当な理由がななお行われないときは、相手方は、代わってこれを行い、その費用を請求することができる。この場合には、次条(期限の利益の喪失と相殺)を準用できるものとする。

第53条(期限の利益の喪失と相殺) 甲及び乙は、相手方に対して有する弁済期の到来した債権と相手方に対して負担する債務と相殺することができる。

2. 甲又は乙が、第47条(甲の解除権)第1項若しくは、第49条(乙の解除権)第1項の各号の一に該当したとき、相手方は、当該甲又は乙は、契約解除の有無にかかわらず、この約款の各条項において相手方に対し返還すべき立替金、損害賠償等の一切の債務の期限の利益を失い、直ちに支払わなければならない。

第54条(届出事項とその変更) 乙の印章、名称、商号、代表者、住所その他届出事項に変更があったときは、乙は、甲に対し、直ちに書面によってその変更を届出るものとする。

2. 前項の届出を怠ったため、甲からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到着したものとす。又、届出を怠ったために乙に損害が生じても、甲は何ら賠償ないし補償することを要せず、他方、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする。

第55条(紛争の解決) この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議がととのわない場合、その他の契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲又は乙は、以下のいずれかにより解決を図る。

(1) 建設業法による建設工事紛争審査会のあつせん又は調停

(2) 民事訴訟法に基づく訴訟手続き又は民事調停法に基づく調停手続き

2. 本契約及び個別契約に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、当該個別契約を締結した甲の本店の所在地を管轄する地方裁判所及び東京地方裁判所とする。

（製造請負基本契約の場合）

・「又は建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）」を削除し適用する。

第56条(審査会の仲裁) 甲及び乙は、その一方又は双方が前条のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めた場合において、甲乙双方が合意したときは、審査会の仲裁に付することができる。

（製造請負基本契約の場合）

・同条は適用しない。

第57条(情報通信の技術を利用する方法) この約款において書面により行わなければならないとされている協議、承諾、通知、指示、請求、要求、申出は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。但し、当該方法は、書面の交付に準ずるものでなければならない。

（製造請負基本契約の場合）

・「建設業法その他の」を削除し適用する。

第58条(乙の社会保険への加入) 乙が社会保険(雇用保険、健康保険、厚生年金保険)に未加入の場合は、加入するよう努めなければならない。

2. 乙は、再下請負人がある場合は、それぞれの再下請負人に対し、社会保険の加入状態を確認し、未加入の場合には加入するよう要請する。

第59条(補則) この約款並びに個別契約書の疑義及び定めのない事項については必要に応じ甲乙協議して定める。